

令和 7 年度



社会福祉法人

駒ヶ根市社会福祉協議会

社協会費に ご協力をお願いします

～誰もが安心して暮らせる 支え合いのまちづくりのために～

◇ 駒ヶ根市社協(社会福祉協議会)ってなに？

社会福祉協議会は「お互いに支え合い安心して暮らせる地域」を住民の側から作っていくことを推し進める、公的な役割をもつ社会福祉法人です。

【会費の種類】

- 一般会員 ー□ 1,000 円（市内全世帯が対象）
- 特別会員 ー□ 2,000 円（地域福祉づくりに賛同して下さる個人）
- 賛助法人会員 ー□ 3,000 円（地域福祉づくりに賛同して下さる法人）



〈ふれあい花壇〉

各地区社協で花壇づくりを通して住民交流のきっかけになっています。



〈ボランティアスクール〉

講師を招いてパラ競技でもある車いすバスケットボールを体験しました。



〈サロン交流会〉

サロンサポーターの皆さん。サロンで活用できるレクリエーションを実践してみました。

地区社協へ
30%を
還元します！

駒ヶ根市内の 16 区の地区社協のさまざまな地域福祉活動に、利用されています。

子ども達の
福祉教育を
推進します！

小学生と障がいをもつ方々の交流、障がい者スポーツの体験、認知症の理解などを通して人を思いやる心を育てます。

誰もが安心して
暮らせる地域を
作ります！

高齢者も障がいをもつ方も、地域住民のみなさんが、お互いに支え合い、見守りあえる地域を作ります。

令和 6 年度社協会費は **総額 6,829,280 円** でした。

皆様のご協力、ありがとうございました。

裏面もご覧ください

Q&A 社協会費



Q 「社協会費」ってのことだけど、社協会員になった覚えはないよ？

A 社会福祉協議会は、地域福祉を進める中心的な役割を担う団体として、「社会福祉法」という法律に位置づけられ、「お互いに支え合い安心して暮らせる地域」を住民の側から作っていくことを推し進める、公的な役割をもつ民間団体（社会福祉法人）です。

「全ての人が安心して暮らせる地域」は、そこに暮らす全ての人が、自分のこととして地域づくりに参加してこそ実現します。会員を駒ヶ根市の全世帯対象とさせていただいているのも、みんなで地域福祉の推進を目指しているからです。

Q 「寄付」じゃなくて、「社協会費」って呼ぶのには意味があるの？



A 「社協会費」は自分が暮らす地域をよりよくするために、地域福祉の主体者である会員として出し合うお金です。

「寄付」は善意の寄付金や遺志金などです。自由に出すもので会費とは区別しています。



社協の無料相談窓口

◇ふれあいよろず相談(ふれあいセンター)

社協には相談員が常駐しています。

平日午前9時～午後5時までご相談いただけます。

◇司法書士相談(ふれあいセンター) 要予約

毎月第4木曜日 午後1時～4時

(相談時間30分) 先着6名

◇心配ごと相談(ふれあいセンター)

民生児童委員の相談員さんが相談にのってくれます。

毎月第1木曜日 午後2時～6時

◇弁護士相談(ふれあいセンター) 要予約

3, 6, 9, 12月の第1木曜日 午後2時～4時

(相談時間30分) 先着4名

※ 全てのご相談は、秘密厳守で対応いたしますので、安心してご相談ください。

駒ヶ根市社協へお気軽にご相談ください！



- ① 生活困窮に陥っている方々への生活資金の貸し付けや食糧支援
- ② 高齢者世帯や認知症のある方の生活相談・支援
- ③ 複数の課題を抱えるご家庭や、地域とのつながりが希薄な方などの相談・訪問を行う『重層的支援体制整備事業』の実施



自治組合長 隣組長 各位

社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
会長 有賀 秀樹
〔公印省略〕

駒ヶ根市社会福祉協議会会費のお願いについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、市協議会の運営事業にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮せる福祉のまちづくりをめざす市民が会員の社会福祉団体です。

毎年お願いしております社協の会費は、地域福祉推進事業・地区社協活動・生活困窮者支援などに活用しています。

回覧チラシをご覧のうえ社協会費の趣旨をご理解いただき、今年も引続きご協力をお願いいたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、次のような取扱いでとりまとめをお願い致します。

記

自治組合長様へ

1、配布文書

依頼文書（自治組合長、隣組長各1枚）、チラシ（隣組回覧各1枚）、封筒（隣組各1枚）、会費納入簿（隣組各1枚、一般＝黄色／特別＝青色）、特別会員様へのお願い（前年度特別会員＝薄緑）

2、集計について

隣組長さんからご提出いただいた社協会費（現金）と会費納入簿を確認していただき、自治組合長用封筒の集計表へご記入下さい。

3、納入について

自治組合長さんは、**7月26日（土）**を目安に社協会費（現金）、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）を自治組合長用封筒に入れて区長さんへ提出して下さい。

隣組長様へ

1、集金について

① 社協会費納入のよびかけをお願いします。

② 会費を集めていただき、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）へ氏名と金額を記入して下さい。

※会費納入簿は隣組単位の領収証としてご返却します。必ずご提出をお願いします。

③ 特別会員様へのお願い（薄緑色）は、昨年度納入頂いた方へお渡し下さい。

④ 戸別領収書欄の「必要」に○をつけた方には後日戸別領収書を発行します。

2、納入について

隣組長さんは、**7月19日（土）**を目安に社協会費（現金）、会費納入簿（一般＝黄・特別＝青）を隣組長用封筒に入れ、自治組合長さんへ提出して下さい。

駒ヶ根市社会福祉協議会事務局
TEL81-5900 FAX81-5745
担当 : 堀越、武井

令和7年度市社会福祉協議会 一般会費納入簿

区 組合 第 隣組

隣組長 様

※戸別領収書が必要な方は、必要に○をお付け下さい。

一 般 会 員					
氏 名	金額 (1,000 円)	戸別 領収書	氏 名	金額 (1,000 円)	戸別 領収書
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
合 計				円	

※隣組長さんへ

7月19日（土）を目安に、この納入簿と会費を自治組合長さんまでお願いします。

（ここから下は、社協事務局で記入し後日領収書としてお返しします）

一般会費領収書

令和7年度市社会福祉協議会一般会費を、下記の通り領収いたしました。

件

令和7年 月 日
社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
会 長 有賀 秀樹 印

令和7年度市社会福祉協議会 特別会費納入簿

区 組合 第 隣組

隣組長 様

※戸別領収書が必要な方は、必要に○をお付け下さい。

特 別 会 員					
氏 名	金額 (2,000 円)	戸別 領収書	氏 名	金額 (2,000 円)	戸別 領収書
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
		必要			必要
合 計			件 円		

※隣組長さんへ

7月19日（土）を目安に、この納入簿と会費を自治組合長さんまでお願いします。

（ここから下は、社協事務局で記入し後日領収書としてお返しします）

特別会費領収書

令和7年度市社会福祉協議会特別会費を、下記の通り領収いたしました。

件

令和7年 月 日
社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会
会 長 有賀 秀樹 印